

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第170号
事故等種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成26年12月2日 13時00分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市観音崎南南東方沖 観音崎灯台から真方位159° 3,000m付近 (概位 北緯35° 13.85′ 東経139° 45.42′)
事故等調査の経過	平成26年12月3日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット ^{セト} Seto、2.6トン
船舶番号、船舶所有者等	250-56049 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、帆走の練習をする目的で、横須賀市所在のマリーナを平成26年12月2日10時00分ごろ出航し、観音崎南南東方沖において対地速力約4～5ノットで帆走中、13時00分ごろ、突然、操作していた舵のレバーが軽くなった。</p> <p>船長は、船尾方を確認したところ、舵板の下部取付金具が破断し、上部取付金具が曲がって舵板が海面に浮いている状況を認め、自力航行が困難であると思い、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、巡視艇にえい航されて横須賀市所在の学校の専用棧橋に着棧した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約5～10m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2～3m、潮汐 高潮時</p>
その他の事項	船長は、本インシデント前に、乗り揚げたり、衝撃を感じたりしたことがなかった。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	<p>本船は、観音崎南南東方沖において帆走中、舵板の下部取付金具が破断したことから、舵が使用できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>舵板の下部取付金具は、船長が、乗り揚げたり、衝撃を感じたりしたことがなかったことから、材料が疲労したことにより破断した可能</p>

	性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、観音崎南南東方沖において帆走中、舵板の下部取付金具が破断したため、舵が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船体を陸揚げした際、舵板の取付部の詳細な点検を行うこと。